

荷物を送付する全企業必聴！

2019年4月1日
施行！

投資育成セミナー

「『商法改正』により荷主が負う運送リスクを管理するには」
～顧客などへ荷物を送付する全ての荷主が注意すべき点を解説～



2018年5月に商法(運送・海商関係)が120年ぶりに改正され、2019年4月1日から施行されます。

今回の商法改正は、顧客などへ荷物を送付する全ての荷主に関連いたしますので、法務省法制審議会商法(運送・海商関係)部会委員として今回の商法改正に携わった弁護士の山口修司氏より、中小企業の経営者が運送実務上注意すべき改正のポイントを解説していただきます。

経営者・経営幹部はじめ皆様のご参加をお待ちしております。

記

【日時】 2019年4月23日(火)15:00～17:00(受付開始14:30)

【講師】 弁護士 山口 修司氏 弁護士法人岡部・山口法律事務所 代表パートナー

【プロフィール】

1956年12月生まれ

1980年3月京都大学法学部卒業

1982年4月司法研修所修了 弁護士登録(神戸弁護士会)34期 赤木法律事務所入所

1987年4月ロンドンのClyde & Co 法律事務所入所 1年間日本人弁護士として勤務

1988年5月第一東京弁護士会に登録換え

1990年9月岡部法律事務所にパートナーとして入所、事務所名を岡部・山口法律事務所に改称

【セミナー内容】

1. 商法改正の概要

2. 「荷主」が通知すべき事項

(1) 危険物の通知の義務化

(2) 高価品の通知

3. 「荷主」が損害賠償する際の注意点

(1) 運送人の責任→1年の出訴期限

(2) 受取人の賠償請求権(全部滅失時)

4. その他の改正点

【会 場】投資育成ビル8階ホール(渋谷区渋谷3-29-22)

・JR渋谷駅の埼京線ホームから新南口改札を出て、右へ2軒目のビル

・地図 <http://www.sbic.co.jp/main/company/access.html>

【受講料】無料

【問合せ】東京中小企業投資育成(株) ビジネスサポート部 須永

TEL03-3499-0755 / FAX03-3499-0819

【申込み〆切り】**4月22日(月)** までに、ホームページ

http://www.sbic.co.jp/main/fronts/seminar_list からお申込みいただくか、以下の受講申込書にある必要項目をEメール：gyoshi-seminar@sbic.co.jp へお送りください。なお、本受講申込書のFAXによるお申込みもできます。

【受講票】本セミナーは、**受講票等はありません**。当日1階にて受付願います。

なお、受付開始時刻は、セミナー開始時刻の30分前からです。

以上

受 講 申 込 書

東京中小企業投資育成(株) ビジネスサポート部 須永 行

F A X : 0 3 - 3 4 9 9 - 0 8 1 9 Eメール : gyoshi-seminar@sbic.co.jp

4月23日(火)開催

「『商法改正』により荷主が負う運送リスクを管理するには」

◆貴社名

◆貴社業種

◆お役職／部署／お名前 (複数参加可)

◆TEL／FAX

◆E-mail

◆弊社からの投資について(どちらかに○をお書き込み下さい。)

既投資先企業()

未投資先企業()

情報の取り扱いについて

ご記入いただきました個人情報は、参加者名簿として、またセミナーの企画・運営・実施のため使用する他、関連するアフターサービス、必要な情報の提供及び投資育成制度に関する各種ご案内のために使用します。